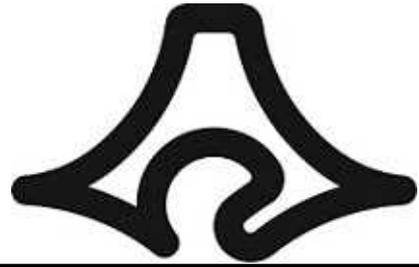


提供日 2024/10/25  
タイトル 労働力調査 調査員証の紛失  
担当 知事直轄組織 デジタル戦略局統計調査課  
連絡先 人口就業班  
TEL 054-221-2239



## 1 要旨

令和6年10月23日(水)、統計調査員が労働力調査調査員証を紛失した。

※ 統計調査員は、県知事が任命する非常勤公務員

## 2 概要

### (1) 紛失した労働力調査調査員証

大きさ縦69mm×横97mm、首に掛けるためのストラップ付のケース入り。調査員の氏名、任命期間、労働力調査調査員であることを証明する旨の記載と県知事印、左上に調査員の顔写真を「静岡県」と記載のある保護シールで貼付してある。

### (2) 紛失場所 浜松市内

### (3) 経緯

10月23日(水) 午前	・統計調査員が自家用車で調査対象の共同住宅を訪問し、調査書類を配布した。調査員証はバインダーにはさみ、カバンに入れていたが、調査書類を配付した時にカバンから取り出し、配付終了後、カバンに戻した。その後、次の調査区に到着し、カバンを確認したところ、調査員証をはさんだバインダーがないことに気付いた。バインダーには調査員証のほかに白紙のメモ用紙をはさんでいた。
10月23日(水) 午後1時頃	・統計調査員が警察に遺失届を提出。 ・訪問したマンションや周辺を搜索したが見つからなかった。
10月23日(水) 午後4時頃	・統計調査員から県に紛失した旨の報告があった。 ・県から統計調査員に、調査活動の状況、調査員証の管理状況を聴取するとともに、再度、搜索を行うように指示した。
10月24日(木) ~25日(金)	・統計調査員から県に調査活動を行った経路等を搜索したが、見つからなかったとの報告があった。

## 3 再発防止策

(1) 現在活動中の調査員に対し、調査活動中は調査員証は首から掛けるように文書により徹底する。

(2) 今後の調査員説明会や研修会等において、調査員証の管理について十分注意するよう改めて周知徹底する。

### (参考) 労働力調査

・政府の重要な調査として統計法に定められた基幹統計調査で、総務省が都道府県を通じて毎月実施している。

・国の就業及び不就業の実態を明らかにするための調査であり、その結果は就業者数、完全失業率等、雇用の最新動向の把握、分析に重要な役割を果たしている。